

食肉衛生検査所の検査体制について

(食肉に残留する抗生物質等の検査について)

1 法による規制

【規制の概要】

食品には、抗生物質・合成抗菌物質は含まれてはならない。
ただし、以下の場合を除く。

- ①成分規格（残留基準）が定められている物質で、残留濃度がその基準を超えない場合。
- ②残留基準が定められていない物質で、残留濃度が 0.01 p p m を超えない場合。

【根拠条文】

- 食品，添加物の規格・基準（食品衛生法第 1 1 条の規定に基づき策定）
食品一般の成分規格（抜粋）
 - ・抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。
 - ・ただし，当該物質について成分規格が定められている場合を除く。
- 食品衛生法第 1 1 条第 2 項
 - ・成分規格が定められた場合は，その基準に合わないものは販売等を行ってはならない。
- 同条第 3 項
 - ・人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が，薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量（※）を超えて残留する食品は販売等を行ってはならない。ただし，成分規格が定められている場合はこの限りではない。
 - ※ 0.01 p p m

2 食肉衛生検査所における検査方法及び検査結果に基づく措置

- 下記のフローに沿って検査を実施。
- 腎臓を採材する対象：治療歴のある獣畜，精密検査を行う獣畜，その他と畜検査員が必要と認めるもの

